

平成 30 年 4 月 17 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）
における留意事項について」の一部改正について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

(主な改正概要)

- ・雇用関係助成金の名称の変更等
- ・施設外就労の要件の緩和
- ・離島等における在宅利用の要件緩和

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	高 木
電 話	058-272-1111 内 2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		